

紹介手数料の返戻金制度

規定内容：

本件業務により採用された採用者が、入職後 3 ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、別途覚書の通りに甲に返還するものとする。但し、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに不可抗力（地震、災害、暴動、事故等により発生したもので且つ雇用者または当方が回避不可能なもの）により不就業となった場合はこの限りではない。

別途覚書の内容：

・当紹介所は、次の返戻金制度を設けています。

- ① 就業開始後 1 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 80%払い戻し
- ② 就業開始後 3 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 50%払い戻し
- ③ 就業開始後 3 ヶ月経過以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 返戻金なし

注）解雇は、求職者の責めに帰すべき事由による解雇の場合に限ります。

HR ネクスト

東京都千代田区神田三崎町 3－5－9 天翔水道橋ビル 8 階 817 号室

2026 年 3 月 1 日